

第 44 回競技注意事項および大会申し合わせ事項

1. 規則について

本大会は、2024 年度日本陸上競技連盟競技規則・同駅伝競走規準並びに本大会申し合わせ事項に基づいて実施する。

2. 競技者の登録と変更について

(1) 出場競技者の区間最終エントリーは、11 月 23 日(土)10 時 00 分より 12 時 00 分迄に大会本部（仙台サンブラザホテル）宛に Fax：022-354-0239 または直接持参すること。

なお、Fax 送信の場合は、TEL：022-354-0238 にて着信確認のこと。

(2) 監督会議以後の競技者の変更は、**11 月 24 日(日)8 時まで**に**審判長**に届け出て許可を得た者のみ認める。

(3) 上記 (2) 以降に事故等が発生した場合、各中継所主任に届け出て指示に従うこと。

3. アスリートビブス（ナンバーカード）、タスキについて

(1) アスリートビブスは競技者 1 名につき 5 枚配付する。その使用方法是次の通りとする。

ア. 計測チップ付帯の 1 枚はレース用ユニフォームの胸部に付ける。

イ. そのほかは、1 枚はレース用ユニフォームの背、2 枚は競技者が一番上に着用するウェアの胸と背、1 枚は荷物に付ける。

ウ. 計測チップ付帯のアスリートビブスは、監督会議時に配付する。

エ. 計測チップ付帯のアスリートビブスは、大会終了後、チームでまとめ、所定の封筒で「シチズン T I C」へ送付する（封筒、送付方法・期限は監督会議で配付、説明）。

(2) タスキは主催者が準備する。

4. 招集について

(1) 各区間の招集は、出発点・各中継所で実施する。

以下、招集・点呼を 1 回のみとするので、注意

(2) 招集の方法は次の通りとする。

胸側に計測チップ付きアスリートビブス（ナンバーカード）、背側にアスリートビブスの付いたウェアを着用し、中継所審判の確認を受ける。（アスリートビブス、チップ作動確認）

(3) 招集・点呼時間は、次の通りとする。注：1 回のみ

	スタート	第1中継所	第2中継所	第3中継所	第4中継所	第5中継所	フィニッシュ
招 集 場 所	松島町文化観光 交 流 館 前	塩竈市地域活動 支援センター	NTT 東日本塩釜 ビル前	富士化学 工業前	聖和学園高校前	仙台第二高 校前	弘進ゴムア スリートパ ーク仙台
走 者	第1区走者	第2区走者	第3区走者	第4区走者	第5区走者	第6区走 者	
点 呼	開始	11:40	12:11	12:24	12:58	13:10	13:41
	完了	11:55	12:26	12:39	13:13	13:25	13:56
先頭通過予想時刻		12:15	12:36	12:49	13:23	13:35	14:06
最終通過予想時刻			12:40	12:54	13:29	13:41	14:16
						14:16	14:38

5. 競技について

(1) 競技者は原則として道路中心線より右側に出てはならない。

なお、明らかに悪びれることなくセンターラインを越えて走った、または、故意的に何度もセンターラインを越えて走ったことが確認された場合には、その選手の区間記録とチーム記録は無効にする場合がある。

(2) 引き継ぎにはタスキを用いる。タスキは肩から脇の下へ斜めにかけてなければならない。

(3) タスキの受け渡しは、中継線から進行方向 20m の間で行い、手から手へ確実に渡す。

(4) タスキを受け取る競技者は、前走者の区域（中継線の手前の走路）に入ってはならない。また、タスキを渡した競技者はただちにコース外に出なければならない。

(5) 競技者は、伴走行為等いかなる助力も受けてはならない。

(6) 競技者が競技中に故障、疾病等によって走行困難となり歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、本人がなお競技続行の意思を持っていても、審判長または権限を委譲された審判員により競技を中止させる。

(7) 競技者が途中で競技を続行する事が出来ない状態になる、または競技中止を指示されるなどして、レースを途中棄権した場合は、当該チームのその区間の競技を無効とし、審判長の指示により次の走区から次走者をスタートさせる。この場合、最終順位の走者スタート 1 分後にスタートさせ、オープン参加とする。（繰り上げスタートが行われる場合、繰り上げスタートと同時）

総合記録は認められないが、無効となった区間以外の区間記録は認める。

(8) 先頭走者より 10 分遅れた場合を対象とし、審判長の判断により繰り上げスタートを行う。

(9) 第1区走者の出発について

ア スタート時のスタートラインへの並び方は監督会議の際に行われた抽選により決定される。

イ 出発の要領は次の通りとする。

- ・5分前にスタートライン付近に集合し、3分前に競技服装になる。

- ・10秒前のコールの後スターターが「On your marks」の合図をするので、スタートの準備で静止し、ピストルの合図でスタートする。

(10) 各区間とも、1km地点、あと1km地点、中間点を標示する。なお、3区と5区については3km地点、あと3km地点も標示する。

(11) レース中に生じた事故については、救急医療のみ行う。

- (12) 緊急車両(救急車)の通過・横断を最優先とする。役員から制止を求められた競技者は競技を一時中断し、緊急車両の通行を妨げないこと。

6. 走者の輸送について

- (1) 各中継所への走者の配置のために、次の予定でバスを運行する。バスを利用しないチームは、各チームの責任で配置すること。なお、輸送バスには走者1名、付き添1名が乗車できる。

バスはJR跡地駐車場を出発し、監督・選手輸送関連のバスは、「仙台医療センター前着」とするので注意すること。

(配置バス時刻表)

行き先	バス名	JR跡地発時刻	現地到着時刻	点呼開始時刻	先頭通過予想時刻
出発点(第1区走者) 松島町文化観光交流館前	1号①②	9:15	10:15	11:40	12:15
第1中継所(第2区走者) 塩竈市地域支援活動センター	2号①②	9:45	10:30	12:11	12:36
第2中継所(第3区走者) NTT東日本塩釜ビル前	3号①②	10:00	10:40	12:24	12:49
第3中継所(第4区走者) 富士化学工業前	4号①②	11:00	11:20	12:58	13:23
第4中継所(第5区走者) 聖和学園高校前	—	—	—	13:10	13:35
第5中継所(第6区走者) 仙台第二高校前	5号①②	11:40	12:00	13:41	14:06

※出発時刻を厳守すること。発車時刻に乗車しないチームは輸送バスを利用しないものとみなし定刻に発車する。

(収容バス時刻表)

乗車走者	バス名	乗車場所	発車予定時刻	最終走者通過 予想時刻	仙台医療センター前 下車
第1区付添	1号①②	松島町文化観光交流館前	12:25	—	13:30
第1区走者	2号①②	塩竈市地域活動支援センター	13:25	12:40	14:15
第2区走者	3号①②	NTT東日本塩釜ビル前	13:25	12:54	14:00
第3区走者	4号①②	富士化学工業前	14:05	13:29	14:20
第4区走者	—	聖和学園高校前	—	—	—
第5区走者	5号①②	仙台第二高校前	14:50	14:16	15:10

※発車時刻に乗車しない走者は、輸送バスを利用しないものとみなし定刻に発車する。

7. 荷物の輸送について

走者の荷物輸送は行わない。

8. その他

- (1) 競技者、チーム関係者は中継所やコース沿道の民家等に迷惑がかからないよう十分に注意すること。
明らかにマナー違反が確認されたチームに関しては、次年度以降の大会において、チームあて発行 I D カードの枚数削減などのペナルティーを科す場合がある。
- (2) 参加申し込み時に提出のあった「応援自粛同意書」に基づき、コース沿道での応援は自粛すること。
- (3) 緊急時対応のため、即時に判断できるチーム関係者 1 名を監督控室（弘進ゴムアスリートパーク仙台）に必ず待機させること。
- (4) 監督輸送バスを次の通り配車する。

乗車場所（行先）	発車時刻	到着時刻
J R 跡地駐車場⇒松島町文化観光交流館前行き	9 : 30	10 : 30
松島町中央公民館前 ⇒ 仙台医療センター前着	12 : 20	13 : 15

※発車時刻に乗車しない方は、輸送バスを利用しないものみなし定刻に発車する。

- (5) 弘進ゴムアスリートパーク仙台（仙台市陸上競技場）での練習については以下の通り。
 - ・ 11 月 21 日（木）、22 日（金）、23 日（土）8 : 30～17 : 30 利用可能。
ただし、会場設営など大会準備のため利用について制限を設ける時間帯やエリアがある。利用制限に関する係員の指示に従うこと。
 - ・ 11 月 20 日（水）以前は、一般開放となっているので陸上競技場のスケジュールの範囲で利用可能。
 - ・ 利用の際は、備え付けの記録簿に記入の上利用のこと。主催者が競技場を借用する 22 日以降の利用料は連合負担。ただし、借用前の 20 日（水）以前は一般利用となるため、競技場への利用料は、そのつど各チームで支払うこと。なお、駅伝関係者以外も利用しているので、けがのないよう、お互いに注意すること。
 - ・ コースの試走・下見をする際は、交通法規を順守し、駐停車違反などは厳禁。私有地にみだりに立ち入らない。店舗の利用がないのに勝手に駐車場として利用するのは慎む。過去には、私有地や店舗専用駐車場に車を無断駐車して土地所有者・管理者との間でトラブルになったことがある。社会人・企業人として恥ずかしいだけでなく、明らかな法令違反となる可能性もあり、十分に注意する。「自分たちはアスリートとして特別な存在」という独りよがりな思い込みは持たず、アスリートである以前に、社会人・企業人・市民であることをしっかり自覚する。
- (6) 休日・夜間の病院案内
 - ・ 初期救急医療機関案内「オペレータ対応」
（平日 19 : 00～翌 7 : 00、土曜 14 : 00～翌 7 : 00、日・祝日 9 : 00～翌 7 : 00）
電話 022-234-5099
 - ・ 宮城県休日・夜間診療案内（仙台市内 24 時間）
電話 022-216-9960